

スピード競技開催規定

1987年 2月12日制	定	1995年 7月20日改	定	1999年 1月 1日施	行
1990年 7月24日改	定	1995年12月14日改	定	2007年 8月 1日改	定
1990年10月23日改	定	1996年 1月 1日施	行	2008年 1月 1日施	行
1992年 7月21日改	定	1996年 7月11日改	定	2017年 6月 1日改	定
1993年 1月 1日施	行	1997年 1月 1日施	行	2017年 7月 1日施	行
1993年 7月21日改	定	1997年 7月24日改	定	2019年11月28日改	定
1994年 1月 1日施	行	1998年 1月 1日施	行	2020年 1月 1日施	行
1994年 7月19日改	定	1998年 7月27日改	定	2024年 5月27日改	定
1995年 1月 1日施	行	1998年12月10日改	定		

第1章 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）はスピード競技の健全な発展を図るため、J A F公認のスピード競技に適用するためのスピード競技開催規定を定める。

第2章 競技の種目

第1条 定 義

J A Fは国内競技規則2-17スピード競技を以下の通り分類し定義する。

1. ジムカーナ競技：
硬く表面処理された路面上に任意に設定されたコースで行われる競技。
2. ダートトライアル競技：
未舗装の路面上に任意に設定したコースで行われる競技。
3. サーキットトライアル競技：
J A F公認レーシングコースにおけるタイムトライアル競技。
4. ヒルクライム競技：競技予定区間内にあらかじめ設定された登坂コースで行われる競技。
5. ドラッグレース：
平坦な舗装路面の直線の一定競技区間を、停止状態から発進してその所要時間あるいは通過速度を争う競技。
6. ラリークロス：
路面が部分的に舗装された永久的なサーキットで行なう競技。
7. オートクロス：
未舗装を有する永久的または臨時的サーキットで行なう競技。
8. ドリフト競技：
車両の進行方向に対して意図的に横滑走状態を発生させ、当該滑走状態を保ちながら規定のコースを走行する競技。
9. オートテスト：
一定区画内に前進、後進、180度ターン等を含む任意に設定されたコースで走行タイムおよび運転の正確さを競う競技。
10. ドリフトテスト：
一定区画内に任意に設定された180度ターン（または円旋回・「8」の字など）の区間を滑走状態で正確に走行し、滑走状態で停止枠内に正確に帰結するコンテスト
11. その他のスピード競技：上記の各項に該当しない競技。

第3章 競技会に関する規定

第2条 オーガナイザーおよび競技の格式

	オーガナイザー	競技会の格式
1	公認クラブ	すべての競技
2	公認団体	すべての競技（クローズド競技を除く）
3	加盟クラブ	国内競技 準国内競技 地方競技 クローズド競技
4	加盟団体	準国内競技 地方競技
5	準加盟クラブ	クローズド競技

第3条 競技役員の構成

競技会の役員構成は国内競技規則10. 「競技役員」に従った構成とする。

第4条 競技会の登録

競技会を開催しようとするオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従ってJAFにスポーツカレンダーの登録をすること（クローズド競技会を除く）。

第5条 組織許可

オーガナイザーは開催日の30日前までに競技会特別規則の原案他、必要書類を添えて競技会組織許可申請をしなければならない（日本選手権競技会およびクローズド競技を除く。「公認競技会の組織申請の手続きについて」参照）。

第4章 参加に関する規定

第6条 参加資格

競技の格式	ライセンス
すべての競技 （クローズドを除く）	有効な許可証を必要とする。
クローズド	国内競技規則8-1により、許可証の所持を免除する。

第7条 参加車両

JAF国内競技車両規則に従った車両。

第8条 参加制限

競技運転者は、1競技会に1台の車両でのみ参加できる。ただし、同一車両による重複参加は認められるが、この場合同一運転者によって運転されてはならない。

第5章 競技運営に関する規定

第9条 車両変更

1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3. 車両変更申請は当該競技会の公式受付（参加確認受付）終了までとし、競技会特別規則に明記すること。

第10条 運転者の変更

参加者と運転者が異なる場合は、当該競技会の参加確認受付までに競技会審査委員会の承認を得て運転者の変更が認められる。

第11条 競技コースの発表

オーガナイザーは、競技のスタートに先立ち競技コース図を明示すること。

第12条 プラクティス（計時または非計時）、または公式予選

プラクティス、または公式予選を設けることができる。
プラクティス、または公式予選を実施する場合は、その詳細を競技会特別規則に明示すること。

第13条 スタート方式

スタンディングスタート、またはランニングスタートのいずれかとする。

第14条 計時

計時は、自動計測装置または2個以上のストップウォッチを使用することとし、使用する計測装置がいずれであるか競技会特別規則に明記すること。

計測機器：

1. 自動計測機器を使用する場合は、少なくとも1/100秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
スタートラインとフィニッシュラインの計測地点を分離した場合は、光電管の路面からの高さを同一に設定すること。
計測にはバックアップ体制をとることが望ましい。
2. ストップウォッチを使用する場合は、2個以上で少なくとも1/100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

第15条 順位の決定

順位の決定方法は任意とし、競技会特別規則に明示すること。

- 例）・2ヒートで行い、2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用する。
・3ヒートで行い、3ヒートの合計タイムを採用する。
・10周回走行し、10周回の合計タイムを採用する。

第16条 信号表示

旗による信号は「スピード競技における旗信号に関する指導要項」に従うこと。
上記以外を規定する場合は競技会特別規則に明示すること。

第6章 参加者および運転者の遵守事項

第17条 参加者および運転者の遵守事項

1. 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズおよびレーシンググローブの着用が望ましい。
2. ヘルメットは国内競技車両規則・細則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載されたものを着用すること。

第7章 競技コースに関する規定

第18条 競技コース

競技コースはJAF公認のコースを使用するものとし、別に定める「JAF国内スピード競技コース公認に関する規定」等に従うこと。

ただし、ジムカーナとダートトライアルのクローズド競技については、この限りではないが、公認コースの使用を推奨する。

1. コース許可証の確認

オーガナイザーは、競技に先立ち当該コース図および公認条件（確認事項）を競技会審査委員会に提出すること。

2. コースの設定

オーガナイザーは、競技会場の形状等に対して適切なコース設定を行ない、特に観衆に対する安全に十分留意すること。

第8章 救急に関する規定

第19条 救急病院の確認と搬送車両の確保

1. オーガナイザーは、予め所轄消防本部・消防署等に対し、競技会（催物）開催にあたる救急連絡体制について打ち合わせておくこと。また、競技会当日怪我、病気等の患者を会場内で搬送する車両を備えること。
2. 指名された救急委員長は、競技会開催前に最寄りの当該指定病院の所在地を明示した見取り図を用意し、これを競技会審査委員長に報告すること。

第9章 本規定の施行

第20条 本規定は、2024年5月27日より施行する。